

岐阜県公報

第七百二十七号
令和八年十月二十日
(火曜日)

目次

告 示

○道路の供用開始

(道路維持課) 四三^{ページ}五

雑 報

○「500kV関ヶ原北近江線新設」に係る環境影響評価準備書の公告

(環境管理課) 四三五

告 示

岐阜県告示第四百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年十月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
県道	岐阜南線	羽島郡岐南町徳田三丁目三 一 番地先から 同郡同町同 五番地先まで	七六八	令和 八・一〇・一〇	平成 二六・一二・三

雑 報

○「500kV関ヶ原北近江線新設」に係る環境影響評価準備書の公告

岐阜県環境影響評価条例(平成七年岐阜県条例第十号)第十三条の規定により環境影

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和八年十月二十日

響評価準備書を作成したので、同条例第十四条第一項及び第十五条第二項において準用する同条例第八条の第二項の規定により、次のとおり公告します。

令和八年十月二十日

中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 隆一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 事業者の名称 中部電力パワーグリッド株式会社

2 代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 清水 隆一

3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区東新町一丁目

二 対象事業の名称及び種類

1 名称 500kV関ヶ原北近江線新設

2 種類 電気工作物の建設（電線路の設置）（岐阜県環境影響評価条例対象事業）

三 対象事業が実施されるべき区域 不破郡関ヶ原町

四 関係地域の範囲 不破郡関ヶ原町及び滋賀県米原市の各一部

五 準備書及び準備書要約書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課 関ヶ原町役場総務課 米原市役所山東支所地域振興課 伊吹窓口センター及び中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社

2 縦覧期間 令和八年十月二十一日（水）から同年十一月十九日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、米原市役所山東支所地域振興課及び伊吹窓口センターは午前九時から午後四時四十五分まで、中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社は午前八時三十分から午後五時十分まで）

六 インターネットによる公表

準備書及び準備書要約書は、当社ホームページ（<https://powergrid.chuden.co.jp/>）においてもご覧いただけます。

七 意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、対象事業の名称、ご意見（日本語）」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。

1 提出方法 縦覧場所に備付けの意見箱への投函又は郵送で、左記提出先へ提出してください。

提出先 〒四五六〇〇三二 愛知県名古屋市中区熱田区横田二丁目三番二四号
中部電力パワーグリッド株式会社 基幹系統建設センター 送電施設グループ

2 提出期間 令和八年十月二十一日（水）から同年十二月四日（金）（当日消印有効）まで

八 準備書説明会の開催を予定する場所及び日時

1 開催場所 関ヶ原ふれあいセンター小ホール（不破郡関ヶ原町大字関ヶ原八九四―二九）

2 日 時 令和八年十一月十三日（金）午後七時から午後八時三十分まで

九 問合せ先 中部電力パワーグリッド株式会社 基幹系統建設センター 送電施設グループ
TEL 〇五二一六八二一三四四〇

2 受付日時 午前八時三十分から午後五時十分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

令和八年十月二十日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社